

(報告事項ウ)

保有個人情報の目的外利用について

1 趣旨

松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。以下「条例」という。）第6条第5号に規定する保有個人情報の目的外利用について、その概要を報告するものです。

2 目的外利用の概要

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課（情報を利用させる又は提供する課等）	情報を利用する又は提供を受ける課等	利用させる又は提供する個人情報の内容	情報を利用させる又は提供する目的	情報取扱所管課の判断
住居表示業務システムの運用に係る事務	建設部 建築指導課	住民自治局 市民課	建築計画概要書の情報	建築計画概要書の情報を住居表示業務システムに連携することで、住居表示地区に建物を新築する市民の住民登録等に係る手続回数を減らし、市民負担を軽減するため	建築計画概要書に記載されている事項は、建築基準法第93条の2に基づき、請求により閲覧に供すべき情報であり、また、情報提供をすることで市民負担の軽減につながることから、保有個人情報を利用することに相当の理由があると判断したものである